

 	号 外	  愛地球博 Exposition of Global Harmony
	発行所 日本自転車振興会 東京都港区赤坂 1丁目9番15号 電話03(3582)3311代 発行人 和田 輝彦 編集人 土屋 一彦	

公 示

平成17年度機械工業振興補助事業に関する公示 (競輪及びオートレースの交付金による機械工業振興補助事業)

平成17年度における自転車競技法第12条の16第1項第6号及び小型自動車競走法第19条の16第1項第5号に基づく機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業は、日本自転車振興会(以下「日自振」という。)及び日本小型自動車振興会(以下「日動振」という。)がそれぞれ定める「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(以下「機振規程」という。)並びに「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」によるほか、下記の補助方針により実施するので公示します。

平成16年 8月20日

日本自転車振興会
 会長 小川 邦 夫
 日本小型自動車振興会
 会長 堀 田 俊 彦

平成17年度機械工業振興補助事業の補助方針

基本方針

日自振・日動振は、従来から経済社会情勢の変化に応じ、毎年度補助方針の内容の見直しを行ってきたところであるが、競輪・オートレースの売上が減少し、補助財源が厳しさを増す中であって、より一層効果的かつ効率的に事業を実施する必要性が高まってきていること等にかんがみ、平成17年度は、以下のような方針を踏まえ、補助対象事業の重点化を図りながら、競輪・オートレースの活性化にも配慮しつつ、最大限の成果が得られるよう努めるものとする。

事業の重点等

我が国機械工業について、生産が回復傾向にあり、企業収益の改善が見られるものの、国際競争の激化、回復の遅れる雇用状況、エネルギー・環境・リサイクル問題の重要性の増大等厳しい環境が続いている。また、企業の経営改革、グローバルな事業展開、IT活用による経済社会の改革等の動きが加速化している中、経済構造改革をさらに進めることが必要となっている。平成17年度における機械工業振興補助事業は、こうした現状認識に加え、平成16年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(骨太の方針)」、経済財政諮問会議からの要請により経済産業省にて策定した「新産業創造戦略」、更には「総合科学技術会議」、「知的財産戦略本部(知的財

産推進計画2004)」、「IT戦略本部(e-Japan重点計画-2004)」等の動向を十分に踏まえ、今後とも機械工業が積極的な事業展開を図り、我が国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現していくため、下記により行うこととする。その際、新産業分野等における先端的な研究開発・産業人材の育成等の推進 コンテンツ・デザインを含めた知的財産の戦略的活用・模倣品対策等の推進 ITによるビジネスプロセスの構造改革の促進・情報セキュリティの強化 中小企業の革新と再生、地域再生の積極的展開 循環型社会の構築、地球環境の保全 アジアとの連携強化による積極的なグローバル戦略の推進に関する分野の事業を積極的に採択するとともに、近時、競輪及びオートレースを取り巻く環境が厳しい状況にあることにかんがみ、これらの活性化に資する事業についても、積極的に採択することとする。

なお、実施年を迎える2005年日本国際博覧会についても引き続き支援することとする。

(国等の事業との役割分担の明確化等)

日自振・日動振の補助事業は、競輪・オートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。かかる観点から、本補助事業では、日自振・日動振が、全国的な視野に立って、競輪・オートレースの売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質

的・量的に補完することを目的として、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行ってきている。

競輪・オートレースの売上が減少を続けている中においては、従来にも増して効果的かつ効率的な補助事業の実施に努める必要があること等から、平成17年度の補助要望案件については、上記のような国等の事業を質的・量的に補完するという本補助事業の位置付けを十分に踏まえて、国等の事業との役割分担を明確にしつつ、厳正な審査を行うものとする。

具体的には、上記重点分野において、国の取組みよりも先駆的な取組みが必要となる調査研究や技術開発 国による本格的な研究開発の前段階に当たる技術シーズの研究 国よりも更に機動的かつきめ細やかな地域の中小企業の支援等の事業を進めていくものとする。

なお、国、地方公共団体又は他の公営競技関係団体等の補助を受ける事業は、補助の対象としない。

記

1. 補助対象となる事業

補助対象となる事業については、我が国の自転車・小型自動車その他の機械工業（以下単に「機械工業」という。）を取り巻く環境変化等を十分に踏まえ、機械工業が積極的な事業展開を図り、また、これを通じて我が国の経済構造改革の推進、経済活力の向上等を実現するのに資するものと認められる以下の事業とする。

(1) 機械工業における構造改革の推進のための事業環境の整備

機械工業において、企業の事業環境を整備し、新規事業の創出、高付加価値化の推進等の構造改革の推進を図るのに資するものと認められる以下の事業とする。

先端的な技術開発の推進や技術・技能・デザイン等の水準の向上を図る事業

知的財産の創出、保護（技術流出の防止を含む）流通・活用、事業化を促進する事業

製品、部品等の標準化や安全性の向上を推進する事業

IT社会への対応、事業活動の効率化を促進する事業

人材の就業能力の向上等雇用機会の拡大、高齢化社会への対応を推進する事業

から に掲げるものを2つ以上含む事業その他新規事業の創出、高付加価値化の推進等の構造改革の推進を図るのに特に資する事業

(2) 地域の機械工業と中小機械工業の事業展開の促進

機械工業において、企業がその地域の特性を活かした事業活動等を展開し、また、中小企業がその事業基盤の強化、新たな事業展開等を図るのに資するものと認められる以下の事業とする。

地域の特性を活かした事業活動を推進する事業

中小企業の新規事業の展開、ITの活用等の経営革新を促進する事業

中小企業の創業を促進する事業

から に掲げるものを2つ以上含む事業その他地域での事業活動や中小企業による事業展開を推進するのに特に資する事業

(3) 機械工業における循環型経済社会の構築に向けた取組みの促進

機械工業において、循環型経済社会の構築を図る観点から環境問題、リサイクル問題、エネルギー問題等の課題への取組みを推進するのに資するものと認められる以下の事業とする。

地球温暖化対策に資する事業

生産、流通等の実態に応じたリデュース(減量化)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)への取組みを促進する事業

省エネルギーの推進、新エネルギーの開発・導入を図る事業

から に掲げるものを2つ以上含む事業その他環境問題、リサイクル問題、エネルギー問題等の課題への取組みを推進するのに特に資する事業

(4) 機械工業における国際交流の推進

機械工業において、国際交流を推進するのに資するものと認められる以下の事業とする。

業種別又は国・地域別の国際経済交流を推進する事業

貿易・投資の高度化・円滑化を図る事業

海外市場の動向に関する情報収集及び対外広報を図る事業

から に掲げるものを2つ以上含む事業その他国際交流を推進するのに特に資する事業

2. 平成17年度の補助対象重点項目

上記1.の「補助対象となる事業」のうち、以下の分野の事業については、平成17年度の重点項目対象事業とし、特に当該分野における補助事業の実施を推奨する。

(1) 新産業分野等における先端的な研究開発・産業人材の育成等の推進

(2) コンテンツ・デザインを含めた知的財産の戦略的活用・模倣品対策等の推進

(3) ITによるビジネスプロセスの構造改革の促進・情報セキュリティの強化

(4) 中小企業の革新と再生、地域再生の積極的展開

(5) 循環型社会の構築、地球環境の保全

(6) アジアとの連携強化による積極的なグローバル戦略の推進

(7) 自転車及び小型自動車に関する事業の振興

3. 補助対象事業者

補助対象事業者は、民法第34条に基づいて設立された法人、私立学校法に基づいて設立された学校法人その他公共的な団体（特定非営利活動法人を含む）であって、法人格を有することを原則とする。

4. 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、各補助事業の実態に応じ、これを実施するために必要となる人件費、物件費、事業費等の経費とする。

5. 補助率

- (1) 補助率は、原則として、補助の対象となる経費の1/2以内とする。
- (2) なお、機械工業全般の振興、中小機械工業の事業展開、先端的な技術開発の推進等に資する公益性の高い事業や補助対象重点項目に該当する事業であって、特に必要と認められる場合には、これを越えることができる。

6. 補助事業に関する留意事項

- (1) 重点項目の見直し等
重点項目対象事業については、本補助事業に対するニーズ、当該重点項目に関連する国の支援・助成制度の状況等を勘案しつつ、経済社会情勢の変化に即応して機動的に見直しを行うものとする。
- (2) 補助先における補助事業を活用した助成金交付の在り方
補助先における助成金の交付については、原則として年1回募集が行われる日自振・日動振の補助事業による支援では時機を逸してしまう場合、長年にわたる専門的な知見、ノウハウ等が蓄積されており、日自振・日動振が直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれる場合など、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかな場合に限り、これを採用するものとする。
なお、かかる形態の事業において、補助先は、助成金交付事業の完了後速やかに助成金交付事業の実施内容及び成果につき、日自振・日動振に対し報告を行うものとする。
- (3) 補助事業である旨の表示
補助事業を実施する場合は、「機振規程」第31条の規定に基づき、機械工業振興補助金による事業であることを表示するものとする。
- (4) 補助事業の実施内容及び成果の公表
日自振・日動振は、これまでも補助事業にかかる補助先、補助金額等の積極的な情報公開に努めてきているが、今後、補助事業、ひいては、競輪・オートレースに対する国民の更なる理解を得ていくため、ホームページの一層の活用等により、引き続き情報公開の充実を図っていくこととする。
また、補助先に対しても、補助事業の完了後速やかに実施内容、成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、日自振・日動振が行う情報公開の取組に積極的に協力するよう求めるものとする。
- (5) 補助事業の評価
補助金の交付を受けようとする法人は、日自振・日動振が定める方法により、実施しようとする事業の事前評価及び事業終了後の事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

7. 補助事業の実施期間

補助事業は、平成17年4月1日以降に事業を開始し、平成18年3月31日までに完了することを原則とする。

8. 補助交付要望の受付期間

- (1) 平成16年9月1日(水)午前10時から、同年9月30日(木)午後5時までとする。
- (2) 郵送の場合は、上記(1)の期間内に必着のこととする。

9. 補助金の交付要望手続き及び決定方法

- (1) 補助金の交付を受けようとする法人は、日自振又は日動振がそれぞれ定める「機振規程」第5条の規定に基づく補助金交付要望書(正1通・副1通・写1通)を日自振又は日動振に提出することとする。
なお、要望の手続等の詳細については、日自振又は日動振に照会のこと。
- (2) 連絡先
ア 日本自転車振興会 機械工業振興部
郵便番号 107-8461
東京都港区赤坂1丁目9番15号
(日本自転車会館4階)
電話 03(3583)1384 直通
ホームページ <http://www.keirin.go.jp>
イ 日本小型自動車振興会 振興部
郵便番号 135-8072
東京都江東区有明3丁目1番34号
(TFTビル西館6階)
(郵便送付先)TFT内郵便局 私書箱2115号
電話 03(3570)5511 代表
(3570)5524 直通
ホームページ <http://www.autorace.or.jp>
- (3) 日自振又は日動振は、上記(1)の補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて、ヒアリング調査等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して参考となる書類の提出を求めることがある。
- (4) 日自振・日動振は、上記(3)の審査の結果を踏まえ、補助事業計画を作成し、これについて、経済産業大臣の認可(産業構造審議会車両競技分科会の審議を経て認可)を得た後、当該要望書を提出した者に対し、文書で結果を通知する。

10. その他

補助金の交付要望書は、日自振又は日動振のいずれの振興会に提出しても同じ取り扱いとする。

平成17年度補助事業の事業経費の基準

経費区分(目)	経費の種類(節)	対象経費	限 度 額	備 考	
人件費	委員手当	委員長 委員	(1回につき) 10,000円 9,000円	(1) 委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合 (2) 対象は、委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)とする。	
	謝 金	講 師 専門的な業務に従事する者	1日の限度額は50,000円を上限とし、1時間当たりは15,000円とする (1日当たり) 9,000円	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合 学識者またはこれに準ずると認められる者を依頼した場合 (注)この金額により難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本会が査定する額とする。	
旅 費	旅 費	運賃、日当、宿泊料	本会が必要と認められた額	特別車両料金は認めない。	
	航 空 賃	海外航空賃	本会が別に定める額とする	滞在費、支度金等は認めない。 ただし外国の者を招聘した場合は、滞在費のうち日当、宿泊費を対象とする。	
	交 通 費	委員会に出席するための交通費	(1回につき) 1,000円		
物件費	機械設備費		本会が必要と認められた額		
事業費	原 稿 料		(400字詰原稿用紙1枚につき) 2,500円	(注)この金額により難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験を勘案して本会が査定する額とする。	
	翻 訳 料	英文和訳	(400字詰原稿用紙1枚につき)	2,600円	翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とする。
		その他の外国語の和訳	(400字詰原稿用紙1枚につき)	3,200円	
		和文英訳	(レターサイズ25行1枚につき)	4,800円	
		その他の外国語の和訳	(レターサイズ25行1枚につき)	5,400円	
	通 訊 料		本会が必要と認められた額		
	臨時備役費	日当	(1人1日当たり)	6,000円	交通費を含む。
	会 議 費	茶菓料	(1人当たり)	500円	委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)の開催時とする。
		茶菓料(食事を含む)	(1人当たり)	1,500円	
会 場 費	会場借上費 会場設営費		本会が必要と認められた額		
印 刷 費	補助事業に係わるアンケート用紙、報告書、研修会用テキスト		本会が必要と認められた額		
郵 送 料	補助事業に係わるアンケート及び報告書の送料		本会が必要と認められた額		
	資料購入費		本会が必要と認められた額	図書等事業に直接必要な資料を購入する場合とする。	
その他	上記以外の必要な経費		本会が必要と認められた額		

- (注) 1. 消費税は内税扱いとする。
2. 旅費及び交通費については、消費税相当額を除く。

平成17年度機械工業振興補助事業のうち
公設工業試験研究所に対する補助について

中小機械工業の地域の特性を活かした事業活動を推進するための公設試験研究所に対する補助は、次による。

1. 補助対象事業

公設工業試験研究所の機械部門に関し、原則として機械等の設備拡充のための事業に対し補助を行う。

2. 補助対象経費

(1) 公設工業試験研究所の機械部門の設備拡充に必要

と認められる機械及び装置設備(恒温 恒湿設備を含む。)ただし、消耗品は除く。

(2) 機械及び装置設備は新品とし、その単価は1件50万円以上とする。

3. 補助率

必要経費の1/2以内とする。

4. その他

消費税は内税とし、機械等の単価に含むものとする。

上記公示に係る補助金交付要望書作成要領につきましては、本会のホームページをご覧ください。

公 示

平成17年度体育事業その他の公益の増進を 目的とする事業の補助に関する公示 （競輪及びオートレースの交付金による公益事業振興補助事業）

平成17年度における自転車競技法第12条の16第1項第7号及び小型自動車競走法第19条の16第1項第6号に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、日本自転車振興会（以下「日自振」という。）及び日本小型自動車振興会（以下「日動振」という。）がそれぞれに定める「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行なうための業務方法に関する規程」（以下「公益規程」という。）及び「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」によるほか、次の補助方針により実施するので、公示します。

平成16年 8月20日

日本自転車振興会
会 長 小 川 邦 夫
日本小型自動車振興会
会 長 堀 田 俊 彦

平成17年度公益事業振興補助事業の補助方針

（基本方針）

日自振・日動振は、従来から経済社会情勢の変化に応じ、毎年度補助方針の内容の見直しを行ってきたところであるが、競輪・オートレースの売上が減少し、補助財源が厳しさを増す中であって、より一層効果的かつ効率的に事業を実施する必要性が高まってきていること等にかんがみ、平成17年度は、以下のような方針を踏まえ、補助対象事業の重点化を図りながら、競輪・オートレースの活性化にも配慮しつつ、最大限の成果が得られるよう努めるものとする。

（事業の重点等）

平成17年度における公益事業振興補助事業は、体育、環境等公益の増進に関する事業、社会福祉の増進に関する事業、非常災害の復旧及び援護並びに地域振興に関する事業の分野において実施するものとする。

その際、未来を担う青少年の健全育成に係る事業、スポーツを通じ社会性を持つ子どもを育てる事業、犯罪、暴力、災害等に係る心のケアに関する事業、自転車又はモーターサイクルスポーツ施設の整備事業、自転車又はモーターサイクルのスポーツの啓発普及又はイベントの振興のための事業、児童虐待防止に資する事業、高齢者の健やかな地域共同生活のための事業、身体障害者補助犬の普及のための事業、精神障害者社会復帰のための事業、社会福祉の増進に係る先駆的又はモデル的な事業を積極的に採択するとともに、近時、競輪・オートレースを取り巻く環境が厳しい状況にあることにかんがみ、これらの理解増進にも資する事業についても、同様に積極的に採択することとする。

なお、実施年を迎える2005年日本国際博覧会についても引き続き支援することとする。

（国等の事業との役割分担の明確化）

日自振・日動振の補助事業は、競輪・オートレースの売

上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。かかる観点から、本補助事業では、日自振・日動振が、全国的な視野に立って、競輪・オートレースの売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質的・量的に補完することを目的として、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行ってきている。

競輪・オートレースの売上が減少を続けている中であっては、従来にも増して効果的かつ効率的な補助事業の実施に努める必要があること等から、平成17年度の補助要望案件については、上記のような国等の事業を質的・量的に補完するという本補助事業の位置付けを十分に踏まえて、国等の事業との役割分担を明確にしつつ、厳正な審査を行うものとする。

本補助事業では、国又は地方公共団体が行う事業は、補助の対象とせず、また、次のいずれかに該当する事業は、原則として補助の対象としない。

- （1）補助対象主体を通じて補助金又はこれに基づく財産権が国又は地方公共団体（その機関を含む。）に帰属する事業
- （2）国又は地方公共団体の所有する施設若しくはこれに準ずる施設の運営又は維持のための事業若しくはその補充的な内容の事業
- （3）ア 地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的とする社会福祉事業団が行う事業（当該事業団が自ら設置する利用施設に係る事業を除く。）
イ 地方公共団体が広域行政の見地から設立した社会福祉法人が行う事業
- （4）国又は他の公営競技関係団体等の補助等を受ける事業

他の公営競技関係団体等の補助等とは、日本郵政公社の行うお年玉つき郵便はがきの寄附又は（財）日本

船舶振興会、(財)中央競馬馬主社会福祉財団、日本体育・学校健康センター若しくはこれらに類似する助成団体の補助等をいう。

記

1. 体育、環境等公益の増進

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、重点事業又は一般事業に掲げる事業とし、重点事業については、積極的に採択することとする。また、重点事業の中でも重点項目として掲げる事業については、特に積極的に採択することとする。

重点事業

ア 未来を担う青少年の健全育成に係る事業

次の事業は、「重点項目」とする。

- (ア) 親と子の世代間交流事業
- (イ) 地域の文化・あそび等の体験学習による子どもの健全育成事業

イ スポーツを通じ社会性を持つ子どもを育てる事業

次の事業は、「重点項目」とする。

子どものための自転車又はモーターサイクル競技大会の開催又は普及事業

ウ 犯罪、暴力、災害等に係る心のケアに関する事業

次の事業は、「重点項目」とする。

心のケアに関する相談又は相談員の育成、研修事業

エ 自転車又はモーターサイクルスポーツ施設の整備事業

オ 自転車又はモーターサイクルのスポーツの啓発普及又はイベントの振興のための事業

カ 体育、環境等公益の増進に係る事業で、競輪・オートレースの理解増進にも資する事業

(ア) 競輪・オートレースの本場、場外を使用して行う事業

(イ) 競輪・オートレースの選手の協力を得て行う事業

(ウ) 競輪・オートレースの認知度を特に高める事業

一般事業

ア 青少年、高齢者又は障害者を対象としたスポーツの振興のための事業

イ スポーツ大会(全国的な規模の大会に限る。)の開催事業

ウ 自然環境の保護に関する調査研究又は啓発普及事業

エ 生活習慣病、難病、脳障害又は特殊疾病の基礎的研究に係る機器の整備事業

オ 文化の振興のための事業

カ 青少年の健全育成のための社会教育活動に係る事業

キ 青少年の健全育成のための社会教育施設の整備事業

ク 自転車の安全かつ適正な利用の推進又は自転車駐車場の整備事業

ケ 交通安全対策又はこれに関する啓発普及事業

コ 児童の事故防止に関する調査研究又は啓発普及事業

サ 更生保護に係る事業

シ 更生保護施設の整備事業

ス 公益車両の整備事業

(ア) 検診車整備事業

(イ) 母子保健指導車整備事業

(ウ) 福祉車両整備事業

セ アからシ以外の事業であって、目的及び実施計画が具体的であり、かつ、体育の振興、医療・公衆衛生の向上、文教、環境その他公益の増進に特に資すると日自振又は日動振が認める事業

(2) 補助対象主体

ア 原則として次の法人を対象とする。

(ア) 民法第34条の規定により設立された社団(以下「社団法人」という。)

(イ) 民法第34条の規定により設立された財団(以下「財団法人」という。)

(ウ) 社会福祉法人

(エ) 心身障害児のための教育を行う学校法人

(オ) 更生保護法人

(カ) 特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)

イ 補助対象事業が(1)の のエ「生活習慣病、難病、脳障害又は特殊疾病の基礎的研究に係る機器の整備事業」の場合は、次のとおりとする。

(ア) 社団法人又は財団法人であって、原則として特定公益増進法人に限る。

(イ) 平成15年度又は16年度のいずれかに補助を受けた法人は、原則として対象としない。

ウ 補助対象事業が(1)の のアの(ア)「検診車整備事業」の場合は、平成16年度に補助を受けた法人は、対象としない。

ただし、全国的な組織を持ち、その支部に検診車を整備する法人において、平成16年度に整備した支部と異なる支部に整備する場合は、この限りではない。

エ 補助対象事業が(1)の のアの(ウ)「福祉車両整備事業」の場合は、次のとおりとする。

(ア) 別冊「補助の基準」の「1. 体育、環境等公益の増進(3) 公益車両の整備事業 福祉車両整備事業」の表に掲げる「移送車」、「移送車」又は「移送車」の整備については、現に福祉施設を有し、当該施設で入所者、施設利用者の輸送のために「移送車」を使用する法人又はあらかじめ登録した会員を対象として、法令に抵触しない福祉輸送サービスに「移送車」を使用する法人に限るものとする。

また、同表に掲げる「移送車」の整備については、別表3の「精神障害者社会復帰のための施設」、別表5の施設のうち「知的障害者援護施設」又は、別表2の「身体障害者補助犬の普及のための施設」に掲げる施設を現に有し、当該施設で入所者、施設利用者の輸送のために「移送車」を使用する法人に限るものとする。

- (イ) 平成16年度に「福祉車両整備事業」の補助を受けた法人は、対象としない。
- オ 法人格の取得について申請中であることが証せられる場合は、(1)の のス「公益車両の整備事業」の場合を除き、法人格を有するものとみなす。
- (3) 補助対象経費
- ア 建物、機器等に係る経費(以下「物件費」という。)については、その整備に直接必要であると認められる経費とする。
- イ 物件費以外の事業に係る経費(以下「事業費」という。)については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。
- ウ 既存建物の買取りに係る経費は、認めない。
- エ 付帯設備のみの経費は、認めない。
- オ 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費は、認めない。
- (4) 補助率
- ア 当該事業に必要であると認められる額の1/2以内とする。
- ただし、沖縄県内において実施される事業については、4/5以内とし、重点項目については、2/3以内とする。
- なお、全国団体等における事業のうち、体育、環境等公益の増進への貢献が特に大きいと日自振又は日動振が認める事業については、この限りでない。
- イ 補助対象事業が(1)の のス「公益車両の整備事業」の場合は、次のとおりとする。
- (ア) 検診車又は母子保健指導車
当該事業に必要であると認められる額の1/2以内とする。
- ただし、沖縄県内において実施される事業については、4/5以内とし、ハイブリッドカー、電気自動車又は天然ガス車を対象とする場合(沖縄県内において実施される事業を除く。)については、2/3以内とする。
- (イ) 福祉車両
当該事業に必要であると認められる額の3/4以内とする。
- ただし、沖縄県内において実施される事業については、5/6以内とし、ハイブリッドカー、電気自動車又は天然ガス車を対象とする場合(沖縄県内において実施される事業を除く。)については、4/5以内とする。
- (5) 補助の基準
別冊の「補助の基準」による。

2. 社会福祉の増進

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、重点事業又は一般事業に掲げる事業とし、重点事業については、積極的に採択することとする。重点事業の中でも重点項目として掲げる事業については、特に積極的に採択することとする。

また、それぞれの事業ごとに、「県単事業」、「特定福祉活動事業」及び「特定施設整備事業」を定めることとし、それぞれ、下記の手続きによるものとする。

- ・ 県単事業
別冊の「補助の基準」に掲げる各都道府県ごとに定める限度額の範囲内で各都道府県共同募金会(以下「都道府県共募」という。)の推薦を受け、日自振又は日動振が審査し、採択及び補助金額を決定する。
 - ・ 特定福祉活動事業
都道府県共募を経由し、中央共同募金会(以下「中央共募」という。)の推薦を受け、日自振又は日動振が審査し、予算を助案して定める限度額の範囲内で、採択及び補助金額を決定する。
 - ・ 特定施設整備事業
都道府県共募及び中央共募を経由し、日自振又は日動振が学識経験者等の意見を聴いて、審査し、採択及び補助金額を決定する。
- なお、補助対象事業のうち、施設の整備事業は、新築、増築、改築又は増改築(補修・修繕は除く。)とし、採択に際しては、都道府県知事(指定都市又は中核市において実施される事業については、当該市長)の副申を必要とする。
- 重点事業
- ア 県単事業
- (ア) 児童虐待防止に資する事業
施設の整備事業又は機器の整備事業については、別表1に掲げる施設を対象とし、すべて「重点項目」とする。
- (イ) 身体障害者補助犬の普及のための事業
施設の整備事業又は機器の整備事業については、別表2に掲げる施設を対象とし、すべて「重点項目」とする。
- (ウ) 精神障害者社会復帰のための事業
施設の整備事業又は機器の整備事業については、別表3に掲げる施設を対象とし、すべて「重点項目」とする。
- (エ) 社会福祉の増進に係る先駆的又はモデル的な事業
- (オ) 社会福祉の増進に係る事業で、競輪・オートレースの理解増進にも資する事業
- 1) 競輪・オートレースの本場、場外を使用して行う事業
 - 2) 競輪・オートレースの選手の協力を得て行う事業
 - 3) 競輪・オートレースの認知度を特に高める事業
- イ 特定福祉活動事業
- (ア) ア県単事業の(ア)「児童虐待防止に資する事業」、(イ)「身体障害者補助犬の普及のための事業」及び(ウ)「精神障害者社会復帰のための事業」のうち、施設の整備事業及び機器の整備事業以外の事業
- (イ) ア県単事業の(エ)「社会福祉の増進に係る先駆的又はモデル的な事業」のうち、施設の整備事業以外の事業又は(オ)「社会福祉の増進に係る事業で、競輪・オートレースの理解増進にも資する事業」
- ウ 特定施設整備事業

- (ア) ア県単事業の(ア)「児童虐待防止に資する事業」、(イ)「身体障害者補助犬の普及のための事業」及び(ウ)「精神障害者社会復帰のための事業」のうち、施設の整備事業又は機器の整備事業
- (イ) ア県単事業の(エ)「社会福祉の増進に係る先駆的又はモデル的な事業」のうち、施設の整備事業
- (ウ) 高齢者の健やかな地域共同生活のための施設の整備事業
別表4に掲げる施設を対象とし、「重点項目」とする。
- 一般事業
- ア 県単事業
- (ア) 施設の整備事業又は機器の整備事業
別表5に掲げる施設を対象とする。
- (イ) 社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業
- イ 特定福祉活動事業
- (ア) 高齢者が自ら行う社会貢献活動に係る事業
- (イ) 社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業(全国的な事業に限る。)
- (ウ)(ア)及び(イ)以外の事業であって、目的及び実施計画が具体的であり、かつ、社会福祉の増進に特に資すると日自振又は日動振が認める事業
- ウ 特定施設整備事業
- (ア) グループホーム(身体障害者、知的障害者)の施設の整備事業又は機器の整備事業
- (イ) 地域福祉活動拠点施設の整備事業
NPO、ボランティア等が福祉活動を行う場所を提供するための開放型施設とする。
- (ウ) 駅前・商店街の夜間保育所の施設の整備事業
駅前・商店街に設置される夜間保育所(概ね午後10時以降まで開所)とする。
- (2) 補助対象主体
- ア 次の法人を対象とする。
- (ア) 社団法人
(イ) 財団法人
(ウ) 社会福祉法人
(エ) NPO
- イ 法人格の取得について申請中であることが証せられる場合は、法人格を有するものとみなす。
- (3) 補助対象経費
- ア 物件費については、その整備に直接必要であると認められる経費とする。
- イ 事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。
- ウ 既存建物の買取りに係る経費は、認めない(グループホームは、除く。)
- エ 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費は、認めない。
- オ (1)の (ア)の(ウ)「精神障害者社会復帰のための事業」のうち「グループホーム」の施設の整備事業、ウの(ウ)「高齢者の健やかな地域共同生活

のための施設の整備事業」、ウの(ア)「グループホーム(身体障害者、知的障害者)の施設の整備事業」及び、ウの(ウ)「駅前・商店街の夜間保育所の施設の整備事業」については、既存建物(全部又は一部)を借受け、それぞれの施設の整備を行う場合に、その整備に必要な経費も対象とする。

- (4) 補助率
当該事業に必要であると認められる額の3/4以内とする。
ただし、沖縄県内において実施される事業については、5/6以内とし、重点事業及び重点項目については、4/5以内とする。
- (5) 補助の基準
別冊の「補助の基準」による。

3. 非常災害の復旧

- (1) 補助対象事業
別冊の「補助の基準」の「3. 非常災害の復旧」の表に掲げる施設のうち、非常災害の発生により緊急に復旧することが必要と認められる施設の復旧事業とする。
ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受けることができるものを除くものとする。
- (2) 補助対象主体
次の法人を対象とする。
- (ア) 社団法人
(イ) 財団法人
(ウ) 社会福祉法人
(エ) 心身障害児のための教育を行う学校法人
(オ) 更生保護法人
(カ) NPO
- (3) 補助対象経費
施設の復旧に直接必要であると認められる経費とする。
- (4) 補助率
原則として当該事業に必要であると認められる額の5/6以内とする。
ただし、沖縄県内において実施される事業については、補助対象経費の全額とする。
- (5) 補助の基準
別冊の「補助の基準」による。

4. 非常災害の援護等

- (1) 補助対象事業
- ア 災害救助事業
非常災害に係る救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に関する事業
- イ 臨時福祉施設整備・運営事業
原則として災害救助法が適用された地域の住民の福祉を図るために臨時の福祉活動に利用される臨時福祉施設の整備・運営
- ウ 臨時福祉活動事業
原則として災害救助法が適用された地域の住民の福祉を図るための臨時の福祉活動

エ 緊急医療に関する調査研究事業

緊急を要する医療又は公衆衛生に係る調査研究とし、日動振のみが取扱うものとする。

(2) 補助対象主体

ア (1) のア「災害救助事業」については、特別の法律に基づいて設立された法人であって、災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与を行う者とする。

イ (1) のイ「臨時福祉施設整備・運営事業」及びウ「臨時福祉活動事業」については、原則として都道府県の区域を単位とする社会福祉法人であって、(福) 全国社会福祉協議会が推薦する者とする。

なお、ウ「臨時福祉活動事業」にあつては、上記の者のほか、特別の法律に基づいて設立された非常災害時の救護を行うことを目的とする法人とする。また、(福) 全国社会福祉協議会又は都道府県共募が推薦するNPOとする。

ウ (1) のエ「緊急医療に関する調査研究事業」については、社団法人、財団法人又はNPOとする。

(3) 補助対象経費

ア (1) のア「災害救助事業」については、救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に直接必要であると認められる経費とする。

イ (1) のイ「臨時福祉施設整備・運営事業」及びウ「臨時福祉活動事業」については、臨時福祉施設の整備・運営又は臨時福祉活動事業に必要であると認められる経費とする。

ウ (1) のエ「緊急医療に関する調査研究事業」については、その団体等の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

(4) 補助率

当該事業に必要であると認められる額の全額とする。

(5) 補助の基準

別冊の「補助の基準」による。

5. 地域振興**(1) 補助対象事業**

まちづくり、まち興し等を目的とする公共性の極めて高いシンポジウム、コンサート等のイベント又はスポーツ大会等の市民参加型の事業とする。

ただし、平成17年度補助事業に要望し、不採択とされた事業又は毎年恒例的に実施されている事業は、原則として除くものとする。

また、次の競輪・オートレースの理解増進にも資する事業については、十分な配慮を行うものとする。

(ア) 競輪・オートレースの本場、場外を使用して行う事業

(イ) 競輪・オートレースの選手の協力を得て行う事業

(ウ) 競輪・オートレースの認知度を特に高める事業

なお、事業費総額は、原則として3,000千円以上30,000千円以下の事業を対象とする。

(2) 補助対象主体

次の法人を対象とする。

(ア) 社団法人

(イ) 財団法人

(ウ) 社会福祉法人

(エ) NPO

(3) 補助対象経費

その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

(4) 補助率

原則として当該事業に必要であると認められる額の1/2以内とする。

ただし、沖縄県内において実施される事業については、4/5以内とする。

(5) 補助の基準

別冊の「補助の基準」による。

6. 補助事業に関する留意事項**(1) 重点項目の見直し等**

重点項目対象事業については、本補助事業に対するニーズ、当該重点項目に関連する国の支援・助成制度の状況等を勘案しつつ、経済社会情勢の変化に即応して機動的に見直しを行うものとする。

(2) 補助先における補助事業を活用した助成金交付の在り方

補助先における助成金の交付については、原則として年1回募集が行われる日自振・日動振の補助事業による支援では時機を逸してしまう場合、長年にわたる専門的な知見、ノウハウ等が蓄積されており、日自振・日動振が直接支援するよりも一層効果的な実施が見込まれる場合など、補助先を経由した方が補助事業全体を合理的かつ効率的に実施しうることが明らかな場合に限り、これを採用するものとする。

なお、かかる形態の事業において、補助先は、助成金交付事業の完了後速やかに助成金交付事業の実施内容及び成果につき、日自振・日動振に対し報告を行うものとする。

(3) 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合は、「公益規程」第31条の規定に基づき、公益事業補助金による事業であることを表示するものとする。

(4) 補助事業の実施内容及び成果の公表

日自振・日動振は、これまでも、補助事業に係る補助先、補助金額等の積極的な情報公開に努めてきているが、今後、補助事業、ひいては、競輪・オートレースに対する国民の更なる理解を得ていくため、ホームページの一層の活用等により、引き続き情報公開の充実を図っていくものとする。

また、補助先に対しても、補助事業の完了後速やかに実施内容、成果等について、自らのホームページ、機関紙、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、日自振・日動振が行う情報公開の取組に積極的に協力するよう求めるものとする。

(5) 補助事業の評価

補助金の交付を受けようとする法人は、日自振・日動振が定める方法により、実施しようとする事業の事

前評価及び事業終了後の事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

7. 補助事業実施期間

補助事業は、平成17年4月1日(金)以降に事業を開始し、平成18年3月31日(金)までに完了するものとする。

8. 補助金交付要望書の提出及び決定方法

(1) 「1. 体育、環境等公益の増進」に係る要望

- ア 補助金交付要望書提出先
日自振又は日動振へ提出するものとする。
- イ 補助金交付要望書受付期間
平成16年9月1日(水)から平成16年9月30日(木)午後5時までとする。
なお、郵送の場合は、期間内に到着したもののみ受付ける。

(2) 「2. 社会福祉の増進」に係る要望

- ア 補助金交付要望書提出先
事業を実施する場所を管轄する都道府県共募を經由して日自振又は日動振へ提出するものとする。
- イ 補助金交付要望書受付期間(都道府県共募の受付期間)
平成16年9月1日(水)から平成16年9月30日(木)午後5時までとする。
なお、郵送の場合は、期間内に到着したもののみ受付ける。

(3) 「3. 非常災害の復旧」に係る要望

- ア 補助金交付要望書提出先
(ア) 社会福祉に係る要望
事業を実施する場所を管轄する都道府県共募を經由して日自振又は日動振へ提出するものとする。
- (イ) その他の要望
日自振又は日動振へ提出するものとする。
- イ 補助金交付要望書受付期間
平成17年4月1日(金)から平成18年3月31日(金)までとする。
ただし、災害発生後6か月以内とする。
なお、郵送の場合は、期間内に到着したもののみ受付ける。

(4) 「4. 非常災害の援護等」に係る要望

- ア 補助金交付要望書提出先
(ア) 4. 非常災害の援護等の(1)のイ「臨時福祉施設整備・運営事業」及びウ「臨時福祉活動」に係る要望
(福)全国社会福祉協議会を經由して日自振又は日動振へ提出するものとする。
ただし、特別の法律に基づいて設立され、非常災害時の救護を行うことを目的とする法人については、この限りでない。
- (イ) その他の要望
日自振又は日動振へ提出するものとする。
- イ 補助金交付要望書受付期間
平成17年4月1日(金)から平成18年3月31日

(金)までとする。

ただし、4. 非常災害の援護等の(1)のイ「臨時福祉施設整備・運営事業」及びウ「臨時福祉活動」に係る要望については、災害発生後6か月以内とする。

なお、郵送の場合は、期間内に到着したもののみ受付ける。

(5) 「5. 地域振興」に係る要望

- ア 補助金交付要望書提出先
日自振又は日動振へ提出するものとする。
- イ 補助金交付要望書受付期間
原則として事業実施の初日の1か月前までに補助金交付要望書を提出するものとする。
- (6) 補助金交付要望書は、日自振又は日動振のいずれの振興会に提出しても同じ取扱いとする。
手続の詳細については、日自振若しくは日動振又は各都道府県共募(社会福祉事業に係る要望関係のみ)に照会すること。

日本自転車振興会 公益事業部
郵便番号 107-8461
東京都港区赤坂1丁目9番15号
(日本自転車会館4階)
〔公益事業課(社会福祉事業以外)〕
電話 03(3585)1854
〔福祉事業課(社会福祉事業)〕
電話 03(3585)1869
ホームページ <http://www.keirin.go.jp>

日本小型自動車振興会 振興部公益事業課
郵便番号 135-8072
東京都江東区有明3丁目1番34号
(TFTビル西館6階)
郵便送付先 TFT内郵便局 私書箱2115号
電話 代表 03(3570)5511
直通 03(3570)5526
ホームページ <http://www.autorace.or.jp>

問合わせは、平日の9:30~17:00とする。

- (7) 日自振又は日動振は、補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて、調査、ヒアリング等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して参考となる書類の提出を求めることがある。
- (8) 日自振・日動振は、上記(7)の審査の結果を踏まえ、補助事業計画を作成し、これについて、経済産業大臣の認可(産業構造審議会車両競技分科会の審議を経て認可)を得た後、当該要望書を提出した者に対し、文書で結果を通知する。

別表1 (重点事業: 児童虐待防止に資する施設)

児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む)
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設

本体施設と一体的に利用する場合に限る。

別表2 (重点事業: 身体障害者補助犬の普及のための施設)

盲導犬繁殖施設
盲導犬訓練施設
盲導犬ケア施設
聴導犬普及に係る施設
介助犬普及に係る施設

別表3 (重点事業: 精神障害者社会復帰のための施設)

精神障害者生活訓練施設
精神障害者入所授産施設
精神障害者通所授産施設
精神障害者福祉ホーム
グループホーム
精神障害者福祉工場
精神障害者生活支援センター
ショートステイ施設

別表4 (重点事業: 高齢者の健やかな地域共同生活のための施設)

高齢者生きがいグループホーム

別表5 (一般事業)

生活保護施設	救護施設	身体障害者更生支援施設	身体障害者授産施設
	更生施設		身体障害者授産施設(通所)
児童福祉施設	医療保護施設	知的障害者授産施設	身体障害者通所ホーム
	授産施設		身体障害者福祉センター(B型)
	宿所提供施設		障害者更生センター
	乳児院		身体障害者福祉ホーム
	母子生活支援施設		身体障害者福祉工場
	保育所		補装具製作施設
	一時保育用施設		点字図書館
	地域子育て支援施設		点字出版施設
	学童保育所		盲人ホーム
	児童厚生施設		デイサービスセンター
	知的障害児施設		ショートステイ施設
	知的障害児通園施設		グループホーム
	難聴幼児通園施設		知的障害者更生施設
	盲・ろうあ児施設		知的障害者更生施設(通所)
	肢体不自由児施設(入院治療部門)		知的障害者授産施設
	肢体不自由児施設(通院治療部門)		知的障害者授産施設(通所)
	肢体不自由児通園施設		知的障害者通勤寮
	重症心身障害児施設		知的障害者福祉工場
	重症心身障害児通園施設A型		知的障害者福祉ホーム
	自閉症児施設		デイサービスセンター
児童家庭支援センター	ショートステイ施設		
ショートステイ施設	グループホーム		
児童自立援助ホーム	福祉母子施設	母子休養ホーム	
老人福祉施設	養護老人ホーム	その他	婦人保護施設
	養護(盲)老人ホーム		社会事業授産施設
	軽費老人ホーム(: A型、B型、ケアハウス)		社会福祉センター
	老人福祉センター		地域交流ホーム
更生支援施設	肢体不自由者更生施設	その他	職員宿舎
	視覚障害者更生施設		体育施設
	聴覚・言語障害者更生施設		作業棟・自立訓練棟
	内部障害者更生施設		地域福祉活動拠点施設
	身体障害者療護施設		その他の施設
	身体障害者療護施設(通所)		

: 指定特定施設となる場合は除く。

(お知らせ)

「補助金交付要望書」作成要領については、日自振及び日動振のホームページに掲載しますのでご覧下さい。

別 冊

補助の基準

1. 体育、環境等公益の増進

(1) 施設の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「6. 施設の整備事業の単価等基準」による。

表1

施設別	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	補助対象部門
社会教育施設	1名当たり 12.4 70人以内	1名当たり 129	社会教育に必要と認められる部門
心身障害児教育施設	日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会(以下「本会」という。)が必要と認めた面積 本会が必要と認めた定員	1名当たり 129	心身障害児教育に必要と認められる部門
更生保護施設	1名当たり 27.7 (ただし、収容定員が23名以下の施設の整備を行う場合には、20名を限度として算出し、1名当たり5.5を加算) 個室整備については1室当たり2.9を加算 本会が必要と認めた定員	1名当たり 129	更生保護に必要と認められる部門
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合 1名当たり 4		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合(上記に加えて) 1名当たり 1		
更生保護施設職員宿舍	入居対象者は、更生保護施設に勤務する職員とする。 1名当たり 19 1世帯 47 入居対象者数は、施設収容定員20人以下は4人、21人以上は10人(10人未満は10人として取り扱う) 増すごとに1人加算	初度調弁は補助の対象としない	
その他の施設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額	

注1 更生保護施設の職員宿舍の整備は、緊急に建築することが必要と認められる場合に限るものとする。

(2) 基礎的研究用機器の整備事業

本会が必要と認めたものとする。

(3) 公益車両の整備事業

検診車整備事業

検診車の種類と基準単価は以下によるものとする。

表 2

種 類 別	基準単価(千円)	備 考	
検 診 車	胃胸部併用X線テレビ検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線テレビ検診車	40,950	
	胸部検診車(高圧)	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

母子保健指導車整備事業

原則として1,000ccクラスの車両とする。

福祉車両整備事業

福祉車両の種類及び基準単価は次によるものとする。

表 3

種 類	特別装備	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	660以下(軽)	3,900
		661~2000	4,300
移送車	「助手席リフトアップ」 又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	660以下(軽)	1,200
		661~1500	1,400
		1501~2000	2,000
		2001~3000	2,700
移送車	車いす仕様 (スロープ式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,800
		1501~2000	2,500
		2001~3000	3,300
移送車	車いす仕様 (リフト式)	660以下(軽)	1,500
		661~1500	1,600
		1501~2000	2,300
		2001~3000	3,000
移送車	特別装備の有無を問わない	1501~2000	1,700
		2001~3000	2,300

(ア) 訪問入浴車

訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備して「入浴サービス設備」を有する車両とする。

(イ) 移送車

福祉施設を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の輸送のために使用する車両又は、法人が、あらかじめ登録した会員を対象として法令に抵触しない福祉輸送サービスに使用する車両とし、特別装備として、「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」、「車いす仕様(スロープ式)」、「車いす仕様(リフト式)」のいずれかを有する車両とする。

・助手席リフトアップ

助手席が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・セカンドシートリフトアップ

セカンドシート(前方から2列目の座席)が車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備

・車いす仕様(スロープ式)

車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

・車いす仕様(リフト式)

車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備

(ウ) 移送車

- ・「精神障害者社会復帰のための施設」、「知的障害者援護施設」を有する法人が、当該施設の入所者、施設利用者の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)
- ・「身体障害者補助犬の普及のための施設」を有する法人が、当該施設の利用者、身体障害者補助犬の輸送のために使用する車両とする。(特別装備の有無は問わない。)

【補助対象車両の条件】

新車のみを対象とする。

道路交通法で「普通自動車」に分類される車両のみを対象とする。

訪問入浴車は排気量2000cc以下の車両、移送車、は排気量3000cc以下の車両、移送車は、排気量1501cc以上、3000cc以下の車両を対象とする。

移送車、は、身体障害者対応車両とし、税金(「取得税」、「消費税」等)が減免対象となっている車両とする。

移送車は、乗車定員が7名以上の車両とする。

ただし、「身体障害者補助犬の普及のための施設」で、施設利用者とともに、身体障害者補助犬を輸送する場合は、この限りではない。

ディーゼル車は、「自動車NOx・PM法」及び車両が走行する各自治体のディーゼル車規制条例に適合する車両のみを対象とする。

マニュアル車は補助の対象としない。

道路運送法で事業用車両となる場合は、補助の対象としない。

注1) 補助車両には、本会が指定した「補助標識」を、指定された方法で表示しなければならない。

注2) 「基準単価」は、車両本体経費(特別装備がある場合はその経費も含む)に、本会指定の「補助標識」の表示に係る経費を合わせた金額で、各排気量クラスにおいて、「当該事業に必要であると認められる額」の上限を示すものである。

なお、電気自動車、天然ガス車については、本会が認めた額とする。

注3) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等)は補助の対象としない。

注4) 車両本体経費以外のオプション装備の経費は補助の対象としない。

(4) 事業費

経費の基準については「7. 事業費の経費の基準」によるものとする。

2. 社会福祉の増進

(1) 施設の整備事業又は機器の整備事業

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費ならびに機器の整備基準は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「6. 施設の整備事業の単価等基準」による。

表4-1

重点事業の施設

施設別	施設		機器			
	基準面積(m ²)	初度調弁費(千円)	リ	授	医	
児童虐待防止に資する施設						
児童養護施設	1名当たり 心理療法室を整備する場合 1施設 150を加算	25.9	1名当たり 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり 112を加算	129		
	1名当たり 11.38を加算 親子生活訓練室を整備する場合 1施設 29.8を加算					
	1名当たり 7.2を加算 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合					
	地域子育て支援スペース 1施設 80.3					

施 設 別	施 設		機 器		
	基 準 面 積 (㎡)	初 度 調 弁 費 (千円)	リ	授	医
児 童 養 護 施 設	地域小規模児童養護施設 1名当たり 25.9	1名当たり 129 本体施設とのネットワークのための 映像情報関係機器を整備する場合 500を加算			
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	1名当たり 30.7 心理療法室を整備する場合 1施設 230を加算	1名当たり 129			
児 童 自 立 支 援 施 設	1名当たり 36.8 通所部門を整備する場合 1名当たり 14.6を加算	1名当たり 129 通所部門を整備する場合 1名当たり 108を加算			
身体障害者補助犬の普及のための施設					
盲 導 犬 繁 殖 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			本会が必要と 認めた設備
盲 導 犬 訓 練 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			本会が必要と 認めた設備
盲 導 犬 ケ ア 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			本会が必要と 認めた設備
聴 導 犬 普 及 に 係 る 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			本会が必要と 認めた設備
介 助 犬 普 及 に 係 る 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			本会が必要と 認めた設備
精神障害者社会復帰のための施設					
精 神 障 害 者 生 活 訓 練 施 設	1名当たり 14.9 (20名を限度)	1名当たり 129			
精 神 障 害 者 入 所 授 産 施 設	1名当たり 23.5 (30名を限度)	1名当たり 108			
精 神 障 害 者 通 所 授 産 施 設	1名当たり 15.8 (29名を限度)	1名当たり 108			
精 神 障 害 者 福 祉 ホ ー ム	1名当たり 23.3 (10名を限度)	1名当たり 129			
グ ル ー プ ホ ー ム	1名当たり 23.3	1名当たり 129			
精 神 障 害 者 福 祉 工 場	1名当たり 28.6	1名当たり 107			
精 神 障 害 者 生 活 支 援 セ ン タ ー	1施設 220	1施設 2,141			
シ ョ ー ト ス テ イ 施 設	1名当たり 11.95	1名当たり 129			
高齢者の健やかな地域共同生活のための施設					
高 齢 者 生 き が い グ ル ー プ ホ ー ム	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			

表 4 - 2

重点事業以外の施設

施 設 別	施 設		機 器		
	基 準 面 積 (㎡)	初 度 調 弁 費 (千円)	リ	授	医
生活保護施設					
救 護 施 設	1名当たり 30.3 個室整備については 1室当たり 2.9を加算	1名当たり 129			
更 生 施 設	1名当たり 30.3 個室整備については 1室当たり 2.9を加算	1名当たり 129			
医 療 保 護 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額			
授 産 施 設	1名当たり 14.6	1名当たり 129			
宿 所 提 供 施 設	1名当たり 11.9	1名当たり 129			
児童福祉施設					
乳 児 院	1名当たり 17.4 子育て支援ショートステイ居室を整 備する場合 1世帯当たり 6.09を加算 乳幼児健康支援一時預かり保育室を 整備する場合 1名当たり 7.2を加算 親子生活訓練室を整備する場合 1施設 29.8を加算	30人以下の場合 1名当たり 129 31人以上の場合 1人増すごとに 1名当たり 66			

施 設 別	施 設		機 器	
	基 準 面 積 (㎡)	初 度 調 弁 費 (千円)	リ	授 医
母子生活支援施設	1世帯 60.4 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1世帯当たり 37.92を加算 乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合 1名当たり 7.2を加算	1世帯 129 子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1世帯当たり 112を加算		
	地域子育て支援スペース 1施設 80.3			
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合 1世帯当たり 9.4を加算	1世帯当たり 4.4を加算		
保 育 所	20人～30人 1名当たり 9.4 31人～45人 1名当たり 7.2 46人～90人 1名当たり 6.2 91人～120人 1名当たり 6.0 121人～150人 1名当たり 5.8 151人～180人 1名当たり 5.6 181人～210人 1名当たり 5.5 211人～240人 1名当たり 5.4 241人～270人 1名当たり 5.3 271人以上 本会が必要と認めた面積 夜間保育所を整備する場合 1施設 50を加算 低年齢児の受入拡大のための乳児室 又はほふく室等を整備する場合 1施設 30を加算 乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合 1名当たり 7.2を加算 特定保育事業のための保育室を整備する場合 1施設 55.8を加算	1名当たり 44		
	一時保育用施設 1施設 55.8	1名当たり 43		
地域子育て支援施設	1施設 80.3			
学 童 保 育 所	1施設 100	1施設 1,330		
児 童 厚 生 施 設	本会が必要と認めた面積	本会が必要と認めた額		
知的障害児施設	1名当たり 23.8 強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 1施設 100を加算	1名当たり 129		
知的障害児通園施設	1名当たり 13.9	1名当たり 109		
難聴幼児通園施設	1名当たり 8.9	1名当たり 109		
盲・ろうあ児施設	1名当たり 23.9	1名当たり 129		
肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100人以下の場合 1名当たり 39.7	100人以下の場合 1名当たり 815		
	101人以上の場合 1人増すごとに 1名当たり 19.7	101人以上の場合 1人増すごとに 1名当たり 274		
肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1名当たり 14.6	1名当たり 109		
肢体不自由児通園施設	1名当たり 14.6	1名当たり 109		
重症心身障害児施設	100人以下の場合 1名当たり 39.7	100人以下の場合 1名当たり 815		
	101人以上の場合 1人増すごとに 1名当たり 19.7	101人以上の場合 1人増すごとに 1名当たり 274		
重症心身障害児通園施設 A型	1名当たり 14.6	1名当たり 108		
自閉症児施設	1名当たり 第1種 27.9 第2種 24.4	1名当たり 第1種 815 第2種 129		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合(第2種) 1施設 100を加算			

施 設 別	施 設		機 器		
	基 準 面 積 (㎡)	初 度 調 弁 費 (千円)	リ	授	医
児童家庭支援センター	1施設	84.4			
ショートステイ施設	1名当たり	11.0	1名当たり	118	
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり	129	
老人福祉施設					
養護老人ホーム	1名当たり	26.3	1名当たり	129	
養護(盲)老人ホーム	1名当たり	26.3	1名当たり	129	
軽費老人ホーム A型	1名当たり	30.3	1名当たり	129	
B型	1名当たり	30.3	1名当たり	129	
ケアハウス	1名当たり	39.6	1名当たり	129	
老人福祉センター	1施設	500	1施設	1,768	
身体障害者更生援護施設					
肢体不自由者更生施設	1名当たり	33	1名当たり	129	
視覚障害者更生施設	1名当たり	33	1名当たり	129	
聴覚・言語障害者更生施設	1名当たり	33	1名当たり	129	
内部障害者更生施設	1名当たり	26	1名当たり	129	
身体障害者療護施設	1名当たり 個室整備については 1室当たり 4を加算	35.5	1名当たり	205	
身体障害者療護施設(通所)	1名当たり	24.8	1名当たり	129	
身体障害者授産施設	1名当たり	33.4	1名当たり	129	
身体障害者授産施設(通所)	1名当たり	23	1名当たり	129	
身体障害者通所ホーム	1名当たり	26.5	1名当たり	129	
身体障害者福祉センター (B型)	1施設 (入浴部門と給食部門を併設) 入浴部門 給食部門 入浴部門と給食部門	424 40 135 175			
障害者更生センター	1名当たり	37.8	1名当たり	510	
身体障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり	129	
身体障害者福祉工場	1名当たり	52.3	1名当たり	129	
補装具製作施設	1施設	100	1施設	4,262	
点字図書館	1施設	300	1施設	2,559	
点字出版施設	本会が必要と認めた面積		本会が必要と認めた額		
盲人ホーム	1施設	67	1施設	2,559	
デイサービスセンター	単独で設置する場合 1施設 280 併設して設置する場合 1施設 220 (入浴部門と給食部門を併設) 入浴部門 40 給食部門 135 入浴部門と給食部門 175 介護部門を整備する場合 1名当たり 9.9を加算		(1施設) 基本事業設備 4,623 特殊浴槽設備 7,437 厨房設備 1,510		
ショートステイ施設	1名当たり	15.3	1名当たり	121	
グループホーム	本会が必要と認めた面積		本会が必要と認めた額		
知的障害者援護施設					
知的障害者更生施設	1名当たり 新たに個室を整備する場合 1個室当たり 4を加算 強度行動障害特別処遇事業のための 居室を整備する場合 1施設 100を加算	30.3	1名当たり	129	
知的障害者更生施設(通所)	1名当たり	14.6	1名当たり	109	
知的障害者授産施設	1名当たり	28.2	1名当たり	129	
知的障害者授産施設(通所)	1名当たり	15.8	1名当たり	109	
知的障害者通勤寮	1名当たり	23.3	1名当たり	129	

施 設 別	施 設		機 器		
	基 準 面 積 (㎡)	初 度 調 弁 費 (千円)	リ	授	医
知的障害者福祉工場	1名当たり	28.6	1名当たり	109	
知的障害者福祉ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり	129	
デイサービスセンター	1施設 (入浴部門と給食部門を併設)	235	(1施設) 基本事業設備 特殊浴槽設備 厨房設備	4,623	
	入浴部門	40		7,437	
	給食部門	135		1,510	
	入浴部門と給食部門 重介護型を整備する場合 1名当たり 8.6を加算	175			
ショートステイ施設	1名当たり (入所施設の定員の10%以内を限度とする。)	11.95	1名当たり	112	
グループホーム	1名当たり	23.3	1名当たり	129	
母子福祉施設					
母子休養ホーム	1施設	665	1施設	1,429	
その他					
婦人保護施設	1名当たり	35.4	1名当たり	129	
社会事業授産施設	1名当たり	14.6	1名当たり	129	
社会福祉センター	人口1万人未満	1,000以内	(デイサービス部門を併設) 入浴部門 給食部門 入浴部門と給食部門		
	人口1万～3万人未満	1,350以内			
	人口3万人以上	1,700以内			
地域交流ホーム	1施設	200以内	1施設	1,159	
職員宿舎	1名当たり	19	入居対象者は、社会福祉施設に勤務する職員とする。 入居対象者数は、本会が必要と認めた人数。		
	1世帯	47			
体育施設	1施設	330	本会が必要と認めた額		本会が必要と認めた設備
作業棟・自立訓練棟	本会が必要と認めた面積		本会が必要と認めた額		
地域福祉活動拠点施設	1施設	200	1施設	1,159	
その他の施設	本会が必要と認めた面積		本会が必要と認めた額		本会が必要と認めた設備

注1 初度調弁については、新築、全面改築又は定員増を伴う増築の場合に限る。(ただし、注2の場合を除く。)

なお、施設等の快適性、利便性の向上に顕著な効果があり、かつ先駆的な機能を有する社会福祉機器を購入する場合は、表に掲げる初度調弁費のほか、本会が必要と認めた額を加算できる。

注2 既存建物(全部又は一部)を借受けて、「高齢者の健やかな地域共同生活のための施設」、「グループホーム(精神障害者、身体障害者、知的障害者)」又は、「駅前・商店街の夜間保育所」を整備するために必要な経費は、改修に係る経費のほか、初度調弁に係る経費、当該建物の平成17年度分の賃貸に係る経費(賃貸終了後に返還することが約される敷金等は除く。)も補助の対象とし、賃貸に係る経費については、本会が必要と認めた額とする。

注3 初度調弁の単価は5万円以上のものを対象とする。

注4 「機器」欄の「リ」はリハビリ用設備、「授」は授産用設備、「医」は医療用設備を表し、その設備を整備する場合の基準については、本会が必要と認めた額とする。

注5 グループホームを買い取りにより整備する場合の基準については、本会が必要と認めた額とする。

注6 デイサービスセンター、ショートステイ施設は、単独で建築する場合は県単事業であるが、入所施設と同時に建築し、当該施設が特定施設整備事業の場合は、特定施設整備事業の取扱いとする。

注7 「身体障害者療護施設」に通所部門を併設する場合は、「身体障害者療護施設」の基準による面積に、「身体障害者療護施設(通所)」の基準による面積を加算し、「通所型(A型)」として整備する事ができるものとする。

(2) 事業費

経費の基準については「7. 事業費の経費の基準」によるものとする。

(3) 平成17年度県単事業に係る都道府県別推薦限度額

平成17年度公益事業振興補助事業における県単事業の推薦限度額は以下の通りとする。(消費税相当額を含む。)

なお、本推薦限度額は、都道府県共募の推薦額の推薦限度額に対する割合(推薦率)等を勘案し、平成18年度に向けて見直すものとする。

表5

(単位:千円)

都道府県名	推薦限度額	都道府県名	推薦限度額
北海道	70,000	滋賀	40,000
青森	42,000	京都	49,000
岩手	40,000	奈良	40,000
宮城	41,000	和歌山	40,000
秋田	40,000	大阪	70,000
山形	40,000	兵庫	65,000
福島	42,000	鳥取	40,000
新潟	47,000	島根	40,000
茨城	47,000	岡山	45,000
栃木	41,000	広島	49,000
群馬	45,000	山口	43,000
埼玉	59,000	香川	40,000
千葉	56,000	徳島	40,000
東京	70,000	高知	40,000
神奈川	70,000	愛媛	40,000
山梨	40,000	福岡	66,000
長野	46,000	佐賀	40,000
静岡	51,000	長崎	43,000
富山	40,000	熊本	44,000
石川	40,000	大分	40,000
福井	40,000	宮崎	40,000
岐阜	43,000	鹿児島	43,000
愛知	70,000	沖縄	70,000
三重	40,000	計	2,227,000

3. 非常災害の復旧

施設の整備に係る基準面積と初度調弁費は以下によるものとし、建築の単価等基準については、「6. 施設の整備事業の単価等基準」による。

表6

施設別	建築面積	初度調弁費	備考
「2. 社会福祉の増進」の「(1) 施設の整備事業又は機器の整備事業」表4に掲げる施設 ただし、「その他の施設」にあつては、本会が必要と認めたものに限る	原型復旧を原則とする	本会が必要と認めた額	構造は、鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又はコンクリートブロック造とする付帯設備は本会が必要と認めた額
心身障害児教育施設			
更生保護施設			

4. 非常災害の援護等

(1) 臨時福祉施設の整備・運営事業

対象とする施設と基準面積、初度調弁費、基準単価は以下によるものとする。

表7

施設別	基準面積 (㎡)	初度調弁費 (千円)	備 考
臨時保育所	1施設 165以内	1施設 1,680	構造は、プレハブ造を原則とする 新築する場合の建築基準単価は、1㎡当たり64千円を限度とする 初度運営費は、1施設当たり840千円を限度とする レンタルの場合は、本会が必要と認めた額とする
臨時乳児院			
臨時浴場			
臨時診療所			
その他臨時福祉活動に利用される施設(簡易トイレ、給水設備等も含む)			

(2) 臨時福祉活動事業

1災害における1活動事業費は、2,100千円を限度とし、単価については「7.事業費の経費の基準」によるものとする。

(3) 緊急医療活動事業

日動振が必要と認めた額とする。

5. 地域振興

単価については「7.事業費の経費の基準」によるものとする。

6. 施設の整備事業の単価等基準

(1) 建築基準単価

平成17年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業の建築基準単価は、原則として次のとおりとする。(消費税相当額を含む。)

表8

建築物の主要構造部の構造区分	1㎡当たりの基準単価(千円)	
	北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・山梨・滋賀・大阪・京都・沖縄の各都道府県以外の地域	北海道・東京・埼玉・千葉・神奈川・山梨・滋賀・大阪・京都・沖縄の各都道府県の地域
鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造	168 (159)	180 (171)
鉄骨造	144 (135)	156 (144)
コンクリートブロック造	138 (127)	143 (135)
木造	143	157

注1 実際の単価が上表より低い場合は、その実際の単価による。

注2 基準単価には次の費用を含む。

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、浄化槽設備、火災報知器設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備及び屋外非常階段の工事の各々に要する費用並びに設計監理費(設計及び工事施工監理に要する費用)

注3 保育所、生活保護法による授産施設及び社会事業授産施設を建築する場合は()内の単価による。

注4 既存施設の改修の場合は、上表の基準単価の1/2(千円未満切捨て)の金額を限度とする。(実際の単価がこれより低い場合は、その実際の単価による。)

建築物の主要構造部の構造部分は以下によるものとする。

表9

区分	仕様	建 築 使 用 材 料		
		主 要 な 柱	主 要 な 梁	主 要 な 外 壁
鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート	鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート 又はブロック積
鉄 骨 造		鉄 骨	鉄 骨	ALC板又はコンクリート ブロック積
コンクリートブロック造		ブロック積(耐力壁)	鉄筋コンクリート又は鉄骨	コンクリートブロック積
木 造		木 造	木 造	建築基準法に適合するもの

(2) 付帯設備費

下記の設備を対象とし、施設整備事業の場合は、それぞれの補助基準以内において必要と認められる額を建築費に加算することができる。

表10

付帯設備の別	補 助 基 準	備 考
ア 暖冷房設備費 (ア)暖房設備のみの場合 (イ)冷房設備のみの場合 (ウ)暖冷房設備併設の場合	建築基準単価の10% " 12% " 15%	床暖房については、床暖房単独若しくは暖房、冷暖房と併せて設置する場合は建築基準単価の15%までを限度とする。
イ エレベーター設備費	1基につき 10,000千円	人員用エレベーター 2階建以上の入所施設及びその他本会が必要と認めた施設
ウ 合併処理槽設備費	JIS算定対象人員 1人当たり 140千円	・左記金額には処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20ppm ・1施設当たり10,000千円を限度とする
エ スプリンクラー設備費	1㎡当たりの基準単価 14,200円	
オ 介護用リフト	本会が必要と認めた額	
カ 特殊浴槽	本会が必要と認めた額	

7. 事業費の経費の基準

平成17年度公益事業振興補助事業における施設の整備事業又は機器の整備事業以外の事業については、以下の基準によるものとする。

表11

経費の区分	経費の種類	対象経費	限度額	備 考
旅 費	国 内 旅 費	運賃、日当、宿泊料	本会が必要と認めた額	原則として特別車両料金は認めない
	交 通 費	委員会等に出席するための交通費	1回につき 1,000円	
手 当	委 員 手 当	委員会等の委員長 委員会等の委員	1回につき 10,000円 9,000円	委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合
謝 金	指 導 員 等 謝 金	専門的な業務等に従事させるための謝金	1日当たり 9,000円	指導員等として学識者又はこれに準ずる者を依頼した場合
	講 師		1日当たり 50,000円 1時間につき 15,000円	講師として講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合
会 議 費	会 議 費	茶菓代	1日1名当たり 500円	
原 稿 料	原 稿 料		400字詰原稿用 紙1枚につき 2,500円	
臨時傭役費	臨 時 傭 役 費	日当	1日1名当たり 6,000円	交通費を含む
ビデオ製作費	ビ デ オ 製 作 費	ビデオ・CD-ROM製作費	3,000千円	
借 上 料	会 場 借 上 料 車 両 借 上 料 機 械 等 借 上 料	講習会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に借上げるための経費（長期借上は除く）	本会が必要と認めた額	
そ の 他	印 刷 費 図 書 費 資 料 購 入 費 翻 訳 費 そ の 他	上記以外の必要な経費	本会が必要と認めた額	